（補助資料）身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの皆様へ【心身障害者福祉のしおり掲載の主な事業】

広島市

区分	事業名	主な対象要件												窓口等	福祉のしおり対応ページ
		障害の程度等	障害の種別										その他		
			視	聴・平	音・言	上肢	下肢	体幹	脳原性 上肢	脳原性 移動	内部	知的障害			
保健・医療	自立支援医療 （更生医療・育成医療）	1～6級（更生医療のみ）＋指定医療機関の意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・更生医療は身体障害者手帳を所持する18歳以上の方が対象 ・育成医療は18歳未満の児童が対象 ・施術等により、障害の軽減、除去、進行を防ぐことが可能なもの 〔人工透析（じん臓）、水晶体摘出術（視覚）、人工関節置換術（肢体不自由）、ペースメーカー埋込み術（心臓）等〕	福祉課	18
	重度心身障害者 医療費補助	1～3級ほか Ⓐ・A・Ⓑほか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・医療費の自己負担分を補助（入院時食費を除く） ・所得制限あり(人工呼吸器などを常時装着する方は除く)(8月に年度更新→所得減により対象となる方は申請が必要) ・広島市内に住民登録のある方　等	福祉課	20
	重度心身障害者 介護保険利用負担助成	1～3級ほか Ⓐ・A・Ⓑほか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・上記医療費補助資格者証交付者 ・介護保険において要介護及び要支援と認定された方（対象サービスの制限あり）	福祉課	20
	後期高齢者医療制度の障害認定	1～3級ほか Ⓐ・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・65歳以上75歳未満の方 ・認定されると従来の医療保険から後期高齢者医療保険に切替わります。	福祉課	22
年金・手当など	障害基礎年金 （国民年金）	国民年金の障害等級表の1級又は2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・20歳以上の方 ・所得及び併給に制限あり ・基礎年金番号をご確認のうえ、事前に窓口へお問い合わせください。	区保険年金課 年金事務所	25
	特別児童扶養手当	所定の診断書等により認定（児童の障害程度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・常時介護を必要とする20歳未満の児童を監護している方 ・所得及び併給に制限あり	福祉課	26
	特別障害者手当	所定の診断書等により認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方 ・所得及び併給に制限あり	福祉課	27、28
	障害児福祉手当	所定の診断書等により認定	○	○		○	○	○	○	○	○	○	・常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方 ・所得及び併給に制限あり	福祉課	27、28
	重度心身障害者介護手当	肢体不自由を含む総合等級1級、Ⓐ				○	○	○	○	○		○	・5歳以上20歳未満の重度心身障害者を介護している保護者 ・1級のうち自力で起居及び移動が困難である方、療育手帳Ⓐ所持者 ・所得及び併給に制限あり	福祉課	27
	児童扶養手当 （父又は母が 重度障害者の場合）	国民年金の障害等級表の1級程度（父又は母の障害程度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護等している方に支給 ・所得及び併給に制限あり	福祉課	29
	心身障害者扶養共済制度	1～3級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・加入時に保護者が65歳未満の方 ・市民税非課税又は均等割のみの世帯等は掛金の減免制度あり	福祉課	30
	障害者住宅改造費補助	1～4級、 Ⓐ・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・改造工事が必要と認められる場合 ・基準額の範囲内で補助 ・所得制限あり （事前審査となるため、必ず<u>改造前の申請</u>が必要）	福祉課	32
障害福祉サービス	居宅介護、重度訪問介護、短期入所　※グループホーム、生活介護等	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス費用の1割が利用者負担（上限あり）＋場合により実費 ※グループホームについては15歳以上が対象	福祉課	36～51
	障害者支援施設	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・入所又は通所により生活、職業訓練、治療、養護等を行う各種施設 ・サービス費用の1割が利用者負担（上限あり）＋場合により実費		
障害福祉サービス以外のサービス	放課後等デイサービス等 障害児入所施設													福祉課又は児童相談所	73、95
	日中一時支援事業	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス費用の1割が利用者負担（月額負担上限等あり）	福祉課	52
	補装具費の支給	1～6級	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・補装具の種目により、身体障害者更生相談所の専門的判定（予約）が必要 ・価格の1割負担（負担上限あり） ・所得制限あり（18歳以上に限る）	福祉課	53
	日常生活用具の給付	主として 1・2級、Ⓐ・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・価格の1割負担（負担上限あり） ・用具により等級に制限のないものあり ・用具により障害種別等の要件あり ・所得制限あり	福祉課	53～59
	重度身体障害者 入浴サービス	1・2級				○	○	○	○	○			家庭で入浴することが困難な方	福祉課	67
	選挙 （郵便等による不在者投票）						両下肢 1・2	1・2		1・2	1～3		・選挙人名簿に登録されていること ・申請は郵送でも交付可能、郵送での申請の際は、手帳の原本を同封 （申請後、約1週間程度で証明書と共に手帳返還）	区選挙管理委員会	70
	市営 県営　公営住宅の入居（抽選率の優遇措置）	1～4級、 Ⓐ・A・Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市内に住所又は勤務場所があること （市営） ・その他条件あり	各区建築課 県住宅課	72 －
	手話通訳者又は要約筆記者・奉仕員の派遣	1～6級		○	○								ファックス・メール等による事前申込が必要	福祉課	74
	移動支援事業	肢体第1種の一部、視覚1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○				○	○		○		○	サービス費用の1割が利用者負担（月額負担上限等あり）	福祉課	74
	障害者（児）社会参加支援 ガイドヘルパーの派遣	肢体第1種、 視覚1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○			○	○	○	○	○		○	・一人では外出が困難な方、補装具として車いすの交付を受けた方を含む ・事前登録が必要	区社会福祉協議会	74
	障害者自動車運転免許 取得費の助成	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・第一種の準中型免許及び普通免許に限る ・免許取得後一年以内に申請 ・市内に一年以上住所を有する方が対象	福祉課	75
	身体障害者 自動車改造費の助成	1～6級	○	○	○	○	○	○	○	○	○		所得、障害種別、等級により助成額が異なる （事前審査となるため、必ず<u>改造前の申請</u>が必要）	福祉課	75

事業の対象や手続に必要な持ち物など、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

※事業の種類によっては、年齢や所得に制限がある場合や、手帳がなくても対象となる場合があります。

※対象となる「障害の程度」「障害の種別」は主なものを記載しています。

（令和7年1月6日作成）

区分	事業名	主な対象要件 障害の程度等	障害の種別 視	聴・平	音・言	上肢	下肢	体幹	脳原性 上肢	脳原性 移動	内部	知的障害	その他	窓口等	福祉のしおり対応ページ
障害福祉サービス以外のサービス	障害者 公共交通機関利用助成	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・年間6, 000円相当の利用券等を助成 ・所得制限あり ※65歳以上の方（重度障害者福祉タクシー利用助成の利用者を除く。）は、公共交通機関利用助成と高齢者いきいき活動ポイント事業を併用することができます。ポイント手帳はポイント事業への参加を希望された方へ送付しています。参加を希望される場合はポイント事業等コールセンター（082-512-0290）、市高齢福祉課または各区福祉課へお問合せください。併用する場合ポイント事業の奨励金の上限は4千円となります。	福祉課	76
	重度障害者 福祉タクシー利用助成		1・2			第1種（福祉のしおり巻末の「身体障害者障害程度等級表」太字実線枠内参照）		1～3	1・2	1～3	1・2	Ⓐ・A	・1回あたり500円、年間52枚を限度として乗車券を交付（料金を超えない範囲で複数枚使用可）（じん臓機能障害1級の人工透析治療者は年間52枚を限度として追加交付あり） ・所得制限あり ・補装具として車いすの交付を受けている方を含みます。 ・新たに福祉タクシー乗車券交付対象になった方は該当月に応じて月割で乗車券を交付します。 ※障害者公共交通機関利用助成を受けた方及び高齢者いきいき活動ポイント事業を選択された方は対象となりません。	福祉課	77
	タクシー料金割引	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%割引　※事業者負担による割引	降車時に手帳を提示	77
	広島県思いやり駐車場 利用証の交付		1～4	平3・5		1・2	1～6	1～3・5	1・2	1～6	1～4	Ⓐ・A	代理人が手続する場合は、代理人の身分証明証が必要	県地域共生社会推進課、市障害福祉課、各区福祉課	83
料金の減免など	所得税、市県民税・森林環境税、相続税の軽減	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〔所得税、市県民税・森林環境税〕 ・特別障害者控除　1・2級、Ⓐ・A ・障害者控除　3～6級、Ⓑ・B ※前年の合計所得金額が135万円以下の場合には、市県民税・森林環境税が非課税になります。詳しくは市税事務所・税務室へお問い合わせください。 〔相続税〕 障害の程度や年齢に応じて減額	〔所得税・相続税〕 税務署 〔市県民税〕 市税事務所・税務室	98、99
	自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免	本人が運転する場合	2～4	2・3	3（喉頭摘出に限る）	1・2	1～6	1～3・5	1・2	1～6	1～3	Ⓐ・A	・本人又は生計同一者名義の車 （但し、下肢、体幹、移動障害、及び内部障害の4級以下及び単身の常時介護者運転の車は本人名義） ・運送事業用の自動車を除く ・使用目的によっては減免の対象外となる場合があります。 ・事前に窓口にお問い合わせください。	〔自動車税〕西部県税事務所　自動車税課（電話）0570-017-707,207-3296 〔自動車税・軽自動車税（環境性能割）〕 西部県税事務所　観音庁舎 （中国運輸局広島運輸支局内） （電話）232-7694	100
		生計同一者・常時介護者が運転する場合	1～4	2・3		1・2	1～3	1～3	1・2	1～3	1～3	Ⓐ・A			
	軽自動車税（種別割）の減免	本人が運転する場合	1～4	2・3 平衡は5		1・2	1～6	1～3・5	1・2	1～6	1～4	Ⓐ・A		市税事務所・税務室	
		生計同一者・ 常時介護者が運転する場合	1～4	2・3		1・2	1～3	1～3	1・2	1～3	1～3	Ⓐ・A			
	交通運賃の割引	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・JR、バス、広島電鉄電車、アストラムライン等の運賃の割引 ・割引内容については、各交通事業者にお問い合わせください。	各交通事業者	101～104
	有料道路通行料金の割引	1～6級、 Ⓐ・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・本人が運転する場合（※1）や、介護者が運転する場合（※2）に半額 ※1身体障害者手帳所持者 ※2身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者（第1種に限る） ・対象自動車については車種及び所有者要件あり ・継続して割引を受ける為には有効期間満了2ヶ月前から更新申請が必要（手帳の備考欄記載の有効期間を確認してください。）	〔手続〕福祉課 ＊ETC利用者は区での手続き後、ETC登録係への郵送が別途必要 〔制度に対する問合せ先〕 西日本高速道路株式会社 中国支社（電話）831-4111	106
	保育料・副食費の軽減	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者負担額の算定の基となる市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。	保育園等が所在する区の福祉課	106
	全額免除 NHK放送受信料の免除	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	世帯構成員全員が市民税非課税であること	福祉課で福祉事務所長の証明書を発行 〔提出先〕 NHK広島放送局	108
	半額免除 NHK放送受信料の免除	1～6級、 Ⓐ・A	○	○ 聴覚	総合等級1～2級 （平衡機能障害を含む。）							○	手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者であること		
	携帯電話 基本使用料などの割引	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	割引内容については、各携帯電話事業者にお問い合わせください。	各携帯電話事業者	108
	水道料金および 下水道使用料の減免	1～3級、 Ⓐ・A・Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・特別児童扶養手当、障害基礎年金、障害年金1・2級を受けている方も該当 ・1か月につき水道料金、下水道使用料の0～10㎥相当額 ・所得制限あり	区福祉課、水道局業務管理課、水道局各営業所	109
	市営駐車場の 駐車料金の減免（2時間）	1・2級、 Ⓐ・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県公安委員会の発行する駐車標章の所持者も該当	市営駐車場	109
	市営駐輪場の 駐輪料金の減免	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一時利用は無料、登録利用は半額	市営駐輪場	110
	公共施設使用料の減免	1～6級、 Ⓐ・A・Ⓑ・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安佐動物公園、植物公園、広島城、平和記念資料館、縮景園　等	各施設	111～113

＜ 行　政　窓　口 ＞

名　　称	住所	TEL	FAX（下段は聴覚障害者用）	名　　称	住所	TEL	FAX（下段は聴覚障害者用）
中区福祉課（中福祉事務所）	中区大手町四丁目1－1	504－2588	504－2175 242－2279	安佐南区福祉課（安佐南福祉事務所）	安佐南区中須一丁目38－13	831－4946	870－2255 879－8565
東区福祉課（東福祉事務所）	東区東蟹屋町9－34	568－7734	568－7781 261－1470	安佐北区福祉課（安佐北福祉事務所）	安佐北区可部三丁目19－22	819－0608	819－0602 815－0466
南区福祉課（南福祉事務所）	南区皆実町一丁目4－46	250－4132	254－9184 252－2949	安芸区福祉課（安芸福祉事務所）	安芸区船越南三丁目2－16	821－2816	821－2832 822－7849
西区福祉課（西福祉事務所）	西区福島町二丁目24－1	294－6346	294－6311 231－6284	佐伯区福祉課（佐伯福祉事務所）	佐伯区海老園一丁目4－5	943－9769	923－1611 923－4556
児童相談所	東区光町二丁目15－55	263－0694	263-0705	（判定日）土日祝日を除く平日（事前に電話連絡をして下さい）（対象18歳未満）			
広島市身体障害者更生相談所（広島市総合リハビリテーションセンター内）	安佐南区伴南1－39－1	849－2802	848－8003	（判定日）〔聴覚〕毎月第1金曜日、第2～4の木曜日 〔肢体〕毎週水曜日　＊各区福祉課で予約受付			
広島市知的障害者更生相談所	東区光町二丁目15－55	263－3695	263－0705	（判定日）土日祝日を除く平日（事前に電話連絡をして下さい）（対象18歳以上）			

（令和7年1月6日作成）